那覇市公報

第１３８２号
毎月２回　１，１５日発行
発　　行　　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇告　　示

○都市計画道路の年次指定について（建築指導課）……954

◇公　　告

○建築基準法による命令の公告（建築指導課）……956

○建築基準法による命令の公告（建築指導課）……956

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）……957

○那覇広域都市計画用途地域の変更について（都市計画課）……958

◇選挙管理委員会告示

○選挙人名簿登録の抹消について……958

○在外選挙人名簿登録者の抹消について……959

○選挙人名簿の縦覧場所について……959

○在外選挙人名簿の縦覧場所について……960

○平成１６年度検察審査員候補者について……960

○農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について……964

◇消防本部訓令

○那覇市消防本部機械器具管理規程及び那覇市消防本部事務専決規程の一部を改正する訓令……965

○那覇市消防情報通信規程……966

告　　示

那覇市告示第 74 号
平成 16 年２月５日
掲　　示　　済

都市計画道路の年次指定について

下記の路線を建築基準法４２条第１項第４号の規定による道路に指定する。

那覇市長　翁　長　雄　志

記

路　線　名	延　長	幅　員	区　間
那覇広域都市計画道路事業 3・4・47 号石嶺福祉ｾﾝﾀｰ線	1,160m	17m ～ 22.5m	別図参照

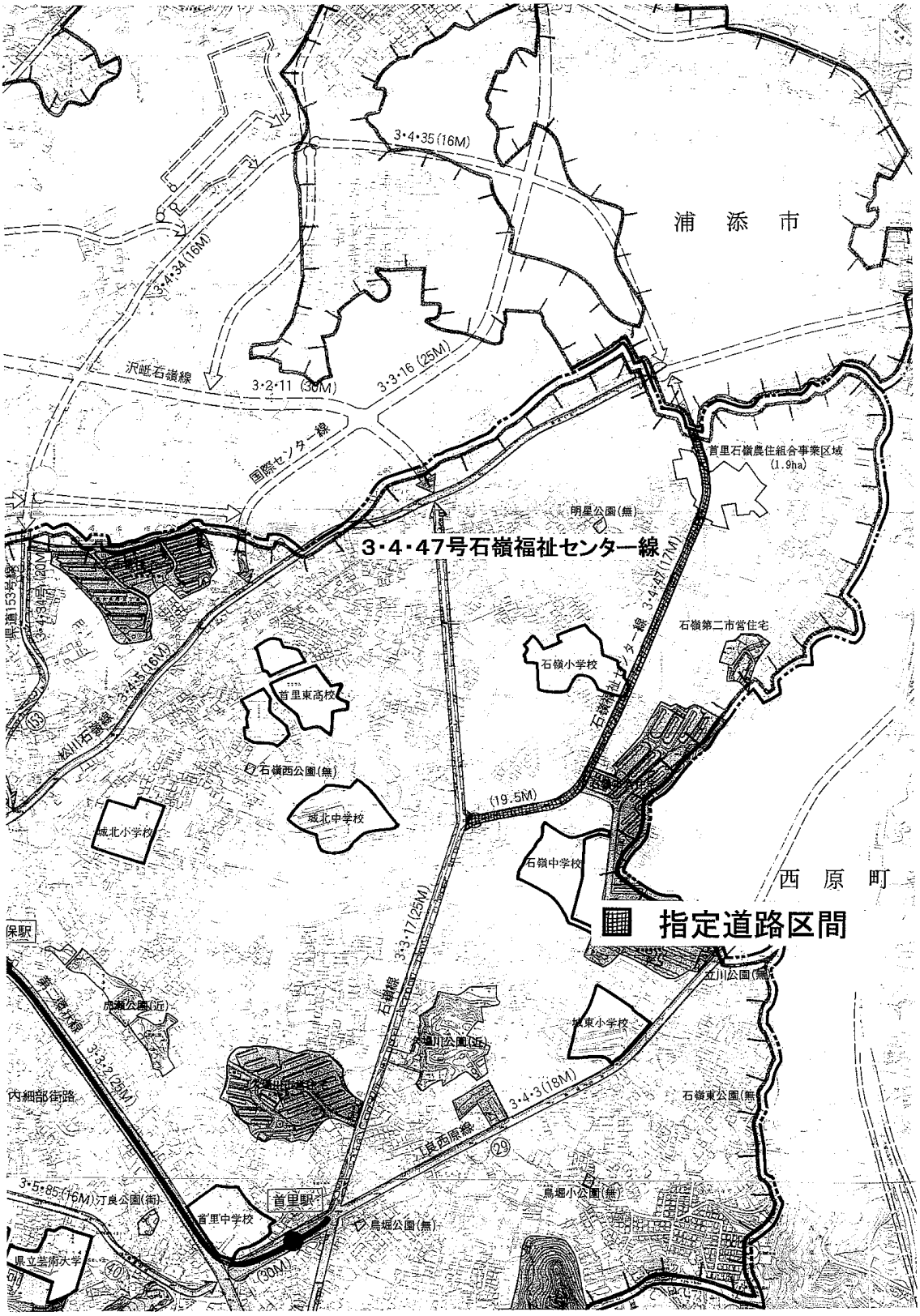
浦　添　市
3・4・35(16M)
3・4・34(16M)
沢岻石嶺線
3・2・11 (30M)
3・3・16 (25M)
国際センター線
首里石嶺農住組合事業区域
(1.9ha)
明星公園(無)
3・4・47号石嶺福祉センター線
3・4・47(17M)
石嶺第二市営住宅
石嶺小学校
首里東高校
石嶺西公園(無)
城北中学校
城北小学校
(19.5M)
石嶺中学校
西　原　町
指定道路区間
3・3・17(25M)
石嶺線
立川公園(無)
城東小学校
3・4・3(18M)
石嶺東公園(無)
江良西原線
鳥堀小公園(無)
鳥堀公園(無)
首里駅
首里中学校
3・5・85(16M)
汀良公園(街)
県立芸術大学
(30M)
内細部街路
3・3・2(25M)
3・4・5(16M)
松川石嶺線
県道153号線

公　　告

那覇市公告第104号
平成16年２月２日
掲　　示　　済

建築基準法による命令の公告

次の建築物は、建築基準法の規定に違反しているので、同法の規定により当該建築物及びその敷地の所有者に対して違反となる部分の除却と私道の変更を禁止することを命じた。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　命令を受けた物件の所有者
　　那覇市繁多川５－８－２６　　金　城　正　恒
　　金　城　房　子

２　物件の所在地
　　那覇市繁多川５－２８３－５番地

３　物件の用途　/　構造
　　共同住宅　/　鉄筋コンクリート造

那覇市都市計画部建築指導課
（那覇市銘苅２－３－１新都心銘苅庁舎５階）
電話　９５１－３２４４　電送　９５１－３２４５

注意
１　この標識を損壊する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられる。
２　この命令に違反した者は建築基準法の規定により罰せられる。

那覇市公告第105号
平成16年２月２日
掲　　示　　済

建築基準法による命令の公告

次の物件は、建築基準法第４５条第１項の規定に違反しているので、同法の規定により当該物件の所有者、代理人に対して違反となる私道の変更を禁止し、及び私道の廃止を禁止することを命じた。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　命令を受けた物件の所有者、代理人氏名
　　那覇市繁多川２－１－１１　　長堂　嘉珍
　　（代理人）長堂　嘉三郎

２　物件の所在地
　　那覇市繁多川５－２８３－３番地

３　物件の用途　/　構造
　　工作物（塀・土留め壁）/　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・一部軽量鉄骨造

那覇市都市計画部建築指導課
（那覇市銘苅２－３－１新都心銘苅庁舎５階）
電話　９５１－３２４４　電送　９５１－３２４５

注意
１　この標識を損壊する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられる。
２　この命令に違反した者は建築基準法の規定により罰せられる。

那覇市公告第 106 号
平成 16 年２月２日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６３条第２項の規定において準用する同法第６２条第１項の規定に基づき、図書の写しの送付を受けたので、同法第６２条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　都市計画事業の種類及び名称
（１）種類　那覇広域都市計画道路事業
（２）名称　３・４・那４７号　石嶺福祉センター線

２　施行者の名称
　　那覇市

３　縦覧場所及び縦覧期間
（１）場所　那覇市建設管理部道路建設課
（２）期間　平成１６年２月２日～平成１９年３月３１日

那覇市公告第 107 号
平成 16 年２月４日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和43年法第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画用途地域を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市長に意見書を提出することができる。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　都市計画の種類
　那覇広域都市計画用途地域
２　都市計画の名称及び都市計画を変更する土地の区域
　用途地域（変更）
　　追加する部分
　　（一）那覇ふ頭地区（辻緑地）、那覇市辻３丁目及び西３丁目地先公有水面埋立地
　　（二）奥武山公園地区、那覇市奥武山町及び同市壺川３丁目地先公有水面埋立地
３　縦覧場所
　那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎５階）
４　縦覧期間及び時間
　期間　平成16年2月4日(水)から平成16年2月18日(水)まで
　時間　午前8時30分から午後5時まで（土･日曜日、祝日は除く）

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 52 号
平　成　１　６　年　２　月　２　日
掲　　示　　済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２８条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長　大　城　勝　夫

１　登録抹消者　　山里　亜紀子　　他８０５名
２　登録抹消者リスト　　別紙略
３　登録抹消条件　平成１５年９月１日から同年９月３０日までに転出した者及び職権消除された者
４　登録抹消者数　　８０６名（内訳　　男　４１１名　　女　３９５名）

那覇市選挙管理委員会告示第53号
平　成　１　６　年　２　月　２　日
掲　　示　　済

在外選挙人名簿登録者の抹消について

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の１１の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長　大　城　勝　夫

最終住所又は申請時の本籍	氏　名	生年月日	抹消年月日	抹消の理由
省　略	照屋勉	省　略	平成１６年２月２日	国内に住民票が作成された日後４ヶ月を経過
省　略	照屋多美子	省　略	平成１６年２月２日	国内に住民票が作成された日後４ヶ月を経過

那覇市選挙管理委員会告示第54号
平　成　１　６　年　２　月　１　６　日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第２項の規定により、平成１６年3月3日（水）から同年3月7日（日）まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　大　城　勝　夫

縦覧場所　　那覇市銘苅２丁目３番１号　　新都心銘苅庁舎２階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第55号
平　成　１　６　年　２　月　１　６　日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の７第１項の規定により平成１６年３月３日から平成１６年３月７日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　大　城　勝　夫

縦覧の場所
那覇市銘苅２丁目３番１号　新都心銘苅庁舎２階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第56号
平　成　１　６　年　２　月　１　６　日

平成１６年度検察審査員候補者について

下記に掲げる者は、検察審査会法（昭和２３年法律第１４７号）第１０条の規定により、平成１６年度検察審査員候補者に選定され、検察審査員候補者名簿に登録したので、同法第１１条第２項の規定により告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長　大　城　勝　夫

第　１　群

1	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	上原　之治
2	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	粟森　惠美子

3	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	佐喜眞　望
4	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	新垣　絹枝
5	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	大城　和美
6	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	新里　一
7	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	富川　和子
8	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	郡　千恵子
9	＊＊＊＊＊＊＊＊	嘉手苅　信昌
10	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	安谷　節子
11	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	神谷　嘉勝
12	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	照屋　奈菜子
13	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	城間　富子
14	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	山田　義文
15	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	金城　奈津子
16	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	杉本　純子
17	＊＊＊＊＊＊＊＊	諸見里　麻紀子
18	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	内嶺　恵子
19	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	平良　幸一
20	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	本村　和美
21	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	根間　喜美
22	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	新田　保明
23	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	佐久田　昌二

第　２　群

1	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	新垣　ひとみ
2	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	具志堅　千恵子
3	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	平良　典子

4	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	宇座　徳昇
5	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	小橋川　米子
6	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	瀬底　長祐
7	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	与那嶺　綾子
8	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	西平　末子
9	＊＊＊＊＊＊＊＊	仲田　敬
10	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	宮里　涼子
11	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	大城　清正
12	＊＊＊＊＊＊＊＊	屋比久　直幸
13	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	加島　治
14	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	野原　真紀
15	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	村山　悦子
16	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	西村　ひろみ
17	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	新崎　隆子
18	＊＊＊＊＊＊＊＊	照屋　幸榮
19	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	儀武　スミ
20	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	赤嶺　岩子
21	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	本村　政数
22	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	仲松　ちえみ
23	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	羽地　卓

第　3　群

1	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	中野　和明
2	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	仲榮眞　啓子
3	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	比嘉　良
4	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	中村　博美

5	＊＊＊＊＊＊＊＊	當銘　裕美
6	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	平良　貴美子
7	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	仲眞　貞子
8	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	仲村　純子
9	＊＊＊＊＊＊＊＊	大城　リカ
10	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	佐久盛　玲峰市
11	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	仲松　政弘
12	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	又吉　美智子
13	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	黒木　徹
14	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	砂川　陽子
15	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	村吉　京子
16	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	砂川　トミ
17	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	山城　真紀子
18	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	本田　寛成
19	＊＊＊＊＊＊＊＊	遠藤　和佳
20	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	宮平　惠子
21	＊＊＊＊＊＊＊＊	川満　英隆
22	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	奥原　寿徳
23	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	大城　明博

第　４　群

1	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	宮里　やよい
2	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	上原　さつき
3	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	松山　啓子
4	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	森田　博和
5	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	内田　清子
6	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	上原　辰五

7	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	前盛　かなえ
8	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	神谷　澄子
9	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	久田　友也
10	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	東　政親
11	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	木原　加奈子
12	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	我謝　恵
13	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	富村　美子
14	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	翁長　さちよ
15	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	新垣　多津子
16	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	金城　こずえ
17	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	久手堅　みゆき
18	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	上原　和
19	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	大底　隆哉
20	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	髙良　尚幸
21	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	小橋川　好枝
22	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	征矢　浩一

那覇市選挙管理委員会告示第57号

平　成　１　６　年　２　月　１　６　日

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

農業委員会等に関する法律（昭和２６年　法律第８８号）第１１条の規定に基づき準用する公職選挙法（昭和２５年　法律第１００号）第２３条第２項の規定により平成１６年１月１日現在で調製する農業委員会委員選挙人名簿を、平成１６年２月２３日から同年３月９日まで縦覧に供する場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　大　城　勝　夫

縦覧場所　那覇市銘苅２丁目３番地１
　　那覇市選挙管理委員会事務局

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第８号
平成16年１月29日
施　　行　　済

那覇市消防本部機械器具管理規程及び那覇市消防本部事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部
消防長　大田和人

那覇市消防本部機械器具管理規程及び那覇市消防本部事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市消防本部機械器具管理規程及び那覇市消防本部事務専決規程の一部を次のように改正する。

（那覇市消防本部機械器具管理規程の一部改正）
第１条　那覇市消防本部機械器具管理規程（平成９年消防本部訓令第６号）の一部を次のように改正する。
第24条第１項第４号中「指令課」を「指令情報課」に改める。
（那覇市消防本部事務専決規程の一部改正）
第２条　那覇市消防本部事務専決規程（昭和53年消防本部訓令第１号）の一部を次のように改正する。
別表中「指令課長」を「指令情報課長」に改める。

付　則
この訓令は、平成16年２月３日から施行する。

那覇市消防本部訓令第９号
平成16年１月29日
施　　行　　済

那覇市消防情報通信規程を次のように定める。

那覇市消防本部
消防長　大田和人

那覇市消防情報通信規程

目次

第１章　総則（第1条～第４条）
第２章　消防通信（第５条～第12条）
第３章　有線電話（第13条～第14条）
第４章　無線通信（第15条～第19条）
第５章　管理（第20条～第23条）
第６章　出動指令（第24条～第26条）
第７章　支援情報の収集及び伝達（第27条～28条）
第８章　消防団の消防通信（第29条）
第９章　雑則（第30条～第31条）
付則

第１章　総　　則

（趣旨）

第１条　この規程は、那覇市消防本部警防活動規程（平成元年12月11日消防本部訓令第４号。以下「警防規程」という。）に定めるもののほか、消防通信の運用及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　消防通信とは、災害通報、出動指令、現場速報、消防情報通信及び業務通信の通信をいう。

(2)　災害通報とは、火災、救急、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがあるときに、当該災害について指令情報課又は消防署若しくは消防出張所（以下「署所」という。）に通報される通信をいう。

(3)　出動指令とは、指令情報課から消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）の出動並びに火災防ぎょ活動、救急活動、救助活動その他の災害防ぎょ活動（以下「災害活動」という。）に関する指令を発する通信をいう。

(4)　現場速報とは、災害現場から指令情報課に配信する災害の状況及び推移に

関する通信をいう。

(5)　消防情報通信とは、指令情報課又は災害現場等から発信する消防活動に必要な情報に関する通信並びに気象に関する情報伝達その他消防の業務等に関する連絡を行うための通信をいう。

(6)　業務通信とは、消防機関から病院、電気、ガス、水道及び警察等の機関並びに関係官公庁等（以下「関係機関」という。）に通報する業務上必要な災害に関する通信を言う。

(7)　指令情報課とは、消防隊の現場出動その他の指令業務を実施するために設けられた通信施設、指令管制システムその他の機器及びこれらの機器を操作する消防吏員の総体をいう。

(8)　通信機器とは、指令通信装置その他の有線電話、消防無線又は救急無線を利用した消防通信の用に供する機器をいう。

(9)　指令通信装置とは、指令情報課から署所並びに関係機関に指令通信を行い、又は署所及び関係機関から指令情報課に各種情報を通報するための装置で、指令装置、指令制御装置、電源装置等から構成されるものをいう。

(10)　指令台とは、指令情報課に設置し、災害通報の受理及び災害活動に関する指令、連絡、電話の転送等を行う装置をいう。

(11)　署所端末装置とは、専用電話機能並びに指令等の拡声放送の受信及び車輌の運用状況を指令通信装置へ確認及び表示する署所の装置をいう。

(12)　車載端末装置とは、指令等の受信及び車両の運用状況を指令通信装置へ確認及び表示する車両の装置をいう。

(13)　指令管制システムとは、通信機器、指令通信装置、指令台、署所端末装置等の全てをシステム化した総体をいう。

(14)　車両運用表示とは、署所端末装置の操作により車両の運用状況を指令台に表示したものをいう。

(15)　消防無線とは、消防機関が使用する無線電話（電波法第２条第１項第３号。）のうち、専用として消防隊等（救急隊を除く。）がその業務を遂行するために使用するものをいう。

(16)　救急無線とは、消防機関が使用する無線電話のうち、専用として救急隊がその業務を遂行するために使用するものをいう。

(17)　無線局とは、無線設備（受信のみを目的とするものを除く。以下同じ。）及びその操作を行う者の総体をいう。

(18)　基地局とは、移動局又は携帯局と通信を行うため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。

(19)　移動局とは、自動車その他陸上を移動するものに開設して使用する無線局で、携帯局以外のものをいう。

(20)　携帯局とは、移動局のうち消防隊員が携帯して使用するため開設する無線局をいう。

(21)　指令係員とは、通信業務に従事する指令情報課の職員をいう。

(22)　受付勤務員とは、通信及び受付勤務に従事する署所の職員をいう。

（通信機器の運用及び保全整備）

第３条　所属長（消防本部にあっては課長（課長相当の職にある者を含む。）、消防署にあっては消防署長（消防司令の職にある者を含む。）をいう。以下同じ。）は、所属に配置された通信機器を活用して消防通信を円滑に運用するとともに、その保全整備に適正を期さなければならない。

（通信機器等の目的外使用の禁止）

第４条　消防職員は、通信機器、指令管制システム及び高所監視カメラを消防の業務以外の目的に使用してはならない。

第２章　消防通信

（消防通信の原則）

第５条　指令業務及び通信業務に従事する者は、相互に連携し、通信機器を有効に活用して災害状況を迅速かつ的確に把握し、消防活動に関する必要な指令、通信統制並びに情報の収集及び伝達を行うことにより、消防活動の効率的な運用を図るよう努めなければならない。

（消防通信の優先順位）

第６条　消防通信は、災害に係る緊急かつ重要な通信を優先するものとし、原則として次に定める順序とする。

（１）　災害通報

（２）　出動指令

（３）　現場速報

（４）　消防情報通信

（５）　業務通信

２　出動指令又は情報通信を交信中の者は、前項に規定する優先順位が上位の消防通信を覚知した場合で、他に当該通信に応受できる者がいないときは、直ちに交信中の消防通信を中断し、優先順位が上位の消防通信に応受しなければならない。

（指令係員の留意事項）

第７条　指令情報課は、通信機器の機能を熟知し、常に冷静な判断と迅速かつ的確な操作により、その活用に努めるとともに、次の各号に掲げる事項に留意して勤務しなければならない。

（１）　指令台の操作に習熟するとともに、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、災害活動に関する必要な指令、通信の統制及び制限並びに情報及び伝達を行い、災害活動の効果をあげるよう努めること。

（２）　災害通報を受理したときは、直ちに関係署所へ指令するとともに通報内容、時刻等必要な事項を記録すること。

（３）　災害等に関する情報を収集したときは、消防隊等及び関係機関へ通報すること。

（消防隊の掌握）

第８条　指令情報課は、災害活動に出動できる消防隊等の現況を車両運用表示で掌握しなければならない。

２　消防隊等の長は、署所端末装置の操作により車両の出動、整備、待機等の状況を明らかにしなければならない。

３　消防隊等の長は、故障その他の事由により車両が運用不能となったときは、直ちにその旨を指令情報課に通報しなければならない。

（指令係員及び受付勤務員の尊守事項）

第９条　指令係員及び受付勤務員は、次に掲げる事項を尊守しなければならない。

（１）　指令情報課又は署所に配置された通信機器を毎日点検し、その機能の保全に努めること。

（２）　通信機器の操作に精通し、常に冷静な判断と的確な操作が出来るように努めること。

（３）　通話は、簡潔明瞭な用語で適切に使用し、粗野な言語を用いないこと。

また、必要に応じて通信事項を記録し、整理すること。

（４）　職務上知り得た秘密をみだりに漏らさないこと。

（５）　勤務中に受信した内容について、自己判断による注釈を加えないこと。

（６）　災害活動区域（指令情報課にあっては市の区域を、署所にあってはその管轄区域をいう。）の地理状況について熟知すること。

（７）　勤務交代の際は、必要な事項の引継をすること。

（指令係員及び受付勤務員が処理する事項）

第10条　指令情報課の指令係員は、次の各号に掲げる事項を処理する。

（１）　災害通報の受付

（２）　出動指令、指揮命令の伝達その他指令通信の発信

（３）　関係機関への災害情報の伝達

（４）　消防隊の現況把握

（５）　前各号に掲げるもののほか、指令情報課の消防通信に関する事項

２　署所の受付勤務員は、次の各号に掲げる事項を処理する。

（１）　災害通報の受付及び報告

（２）　出動指令の受信及び報告

（３）　所属消防隊の現況の把握

（４）　前各号に掲げるもののほか、署所の消防通信に関する事項

（指令通信）

第11条　指令係員は、災害通報を覚知し、消防隊等を出動させるときは、警防規程に定める出動計画に基づき指令しなければならない。

２　指令通信は、災害発生場所、出動次数（第１、２、３出動）及び出動する消防自動車を明示しておこなう。

３　指令通信は、指令管制システムを活用して指令通信装置、消防無線及び救急無線により行う。

４　署所において、前項の出動指令を受信したときは、署所端末装置又は車両端末装置で確受操作を行うことにより、指令情報課に出動車両名を発信しなければならない。

５　署所において、出動車両が帰署したときは、署所端末装置又は車両端末装置で車両名を指令情報課に発信しなければならない。

（気象情報等の伝達）

第12条　指令情報課は、気象注意報又は警報等の発表、切替え及び解除（以下「気象情報」という。）、さらに、火災警報の発令及び解除があったときは、速やかにその旨を署所に伝達しなければならない。

２　指令情報課は、気象情報により出動態勢に変更が生じるときは、その変更内容を気象情報の伝達時に併せて伝達するものとする。火災警報についても準用する。

３　前２項の規定による消防通信を受信した署所の受付勤務者は、その内容を上司に報告しなければならない。

第３章　有線電話

（災害通報の受信及び通報）

第13条　指令係員及び受付勤務員は、災害通報を受信したとき、災害の発生場所、対象物名称、目標物、災害状況、負傷者等の有無、通報者氏名、通報電話番号その他必要事項を的確に把握しなければならない。

２　署所において災害通報を受けた受付勤務員等は、その内容を警防規程第４条第２項の規定により直ちに指令情報課に伝達するとともに、あわせて上司に報告しなければならない。

３　前項の規定は、署所の職員が災害を自ら覚知した場合について準用する。

（電話応答）

第14条　電話の呼出信号があったときは、速やかに応答し、加入電話にあっては所属名を、署所端末装置にあっては所属及び氏名を述べなければならない。

第４章　無線通信

（無線局の設置）

第15条　無線局は、別表第１に掲げる呼び出し名称で設置場所に設置し、周波数は、別表第２のとおりとする。

（無線局運用の原則）

第16条　消防無線及び救急無線（以下「消防無線等」という。）の無線局の運用は、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1)　交信を開始するときは、無線電話を最良の交信状態に調整し、他局が交信中でないことを確かめて行うこと。ただし、他の局の交信内容よりも自局の送信内容が優先すると認めたときは、交信の区切りを見計らい「至急」を２

回発信して交信すること。

(2)　無線局の送信時間は、おおむね２０秒の範囲で行い、送信時間が２０秒を超える場合は、２０秒毎に２～３秒の間隔を置き、前項の「至急」が発信できるよう留意すること。

(3)　移動局は、基地局からの指示があるまでは、予め指定された無線通信系統を変更しないこと。

（無線局の開局及び閉局）

第17条　無線局の開局及び閉局は、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1)　基地局及び中継局は、常時開局しておくこと。

(2)　移動局は、配置された署所を離れるときに開局し、帰署したときに閉局すること。ただし、基地局の了解を得た場合は、この限りでない。

(3)　携帯局は、配置された署所及び車両を離れるときに開局し、帰還したときに閉局すること。ただし、携帯局の無線設備の使用者が開局中の移動局の無線設備を使用して交信できる場合は、この限りでない。

(4)　移動局及び携帯局（以下「移動局等」という。）は、故障、風水害その他の事由により有線通信が途絶したときは、前２号の規定にかかわらず、直ちに開局し、その旨を指令情報課に報告するとともに、指令情報課の指示があるまで閉局しないこと。

(5)　隊長が移動局から離れるとき、又は一時閉局するときは、連絡方法を明らかにすること。

（無線通信の統制）

第18条　指令情報課は、無線通信の混信防止を図るため、常に無線交信の状況を監視し、必要に応じて統制しなければならない。また、現場最高指揮者から要求があったときは緊急通信に支障を来さないよう統制すること。

２　現場最高指揮者は、災害の状況により現場の無線統制を行うことができる。この場合においては、緊急を要するとき、又は指令情報課及び災害現場の指揮本部から応答を求められたとき以外は送信してはならない。

（通話試験）

第19条　無線局の通話試験は、９時、１７時の定時に行うものとする。ただし、指

令情報課で必要とする場合は、この限りでない。

２　無線局の感明度区分は、別表第３のとおりとし、同表に定める感明度３以上に保つものとする。

第５章　管　　理

（管理責任）

第20条　消防長は、通信機器、指令通信装置等の整備及び維持業務の全てを管理する。

（指令情報課長の責務）

第21条　指令情報課長は、公衆電気通信法（昭和２８年法律第９７号）及び電波法（昭和２５年法律第１３１号）の定めるところにより、通信設備等の設置、変更、移設等の運営事務を処理するほか、次に掲げる事項について管理しなければならない。

(1)　公衆電気通信法及び電波法の規制に関する監督

(2)　通信及び障害の監視

(3)　通信設備等の整備計画の策定

(4)　通信設備等の障害の未然防止及び改善、保守点検、整備等

(5)　無線従事者又は取扱者に対する指導及び研修

(6)　関係書類の管理

(7)　発信地表示システムの管理

(8)　消防情報通信等のデータ管理

(9)　その他消防長が必要と認める事項

（保守管理）

第22条　署長又は課長（以下「署長等」という。）は、所属職員を指揮監督し、通信機器等の適正な保守管理を行わなければならない。

（無線障害時の措置）

第23条　受付勤務者は、通信機器に異常を認めたときは、応急措置をとるとともに所属長に報告しなければならない。

２　所属長は、前項の報告を受けたときは、復旧に必要な措置を速やかに講じなければならない。

3　署長等は、通信機器に故障若しくは障害が発生したとき、又は発生の恐れがあるときは、応急処置をとるとともに、通信機器修理依頼書（第１号様式）により指令情報課長に修理を依頼しなければならない。

4　署長等は、通信機器の損傷又は亡失事故が発生したときは、直ちに通信機器損傷、亡失報告書（第２号様式）により、消防長に報告しなければならない。

5　指令情報課長は、第３項の依頼を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、消防通信上重大な支障があると認めるときは、消防長に報告しなければならない。

第６章　出動指令

（出動指令）

第24条　出動指令は、災害種別、出動次数及び災害発生地を入力することにより、指令管制システムが、自動的に選択した消防隊に対して合成音声及び出動指令書を出力し、並びに車両運用表示上に出動車両の動態表示を点灯させることにより実施する。

（出動指令の例外措置）

第25条　指令管制システムが運用できない状態にある場合の出動は、警防規程第１８条の出動基準に基づいて、消防長が命ずる出動指令を指令係員の音声により実施する。

（関係機関への連絡）

第26条　指令情報課は、災害の規模又は特殊性により必要と認めるときは、当該災害に関する情報を警察、報道機関その他の関係機関へ連絡するものとする。

第７章　支援情報の収集及び伝達と報告

（支援情報の収集及び伝達）

第27条　指令情報課の職員は、消防活動に必要な情報の収集に努めるとともに、出動途上又は現場活動中の消防部隊に支援情報を伝達しなければならない。

（災害情報の収集及び報告）

第28条　現場最高指揮者又は指揮隊隊員は、災害情報の収集に努めるとともに、当該災害情報を逐次指令情報課に速報しなければならない。

2　指令情報課は、必要な災害情報を消防長に報告しなければならない。また、必要に応じて関係署所及び関係機関に報告しなければならない。

第８章　消防団の消防通信

（消防団の消防通信）

第29条　消防団の消防通信については、この規程を準用する。

２　前項の規定に基づいて、この規程を消防団に準用するに当たって必要となる事項は、別に定める。

第９章　雑　　則

（記録の保存及び報告）

第30条　指令情報課長は、情報通信事務を処理するため、記録を保存し、必要に応じ消防長に報告しなければならない。

（委任）

第31条　この訓令に定めるもののほか、消防通信について必要な事項は、消防長の承認を得て指令情報課長が定める。

付　　則

１　この訓令は、平成16年２月３日から施行する。

２　那覇市消防本部通信規程（平成３年12月20日消防本部訓令第２号）は、廃止する。

別表第１

呼び出し名称	設置場所等
なはしょうぼう　ほんぶ きゅうきゅう　なは	指令情報課
なはしょうぼう　まつお	松尾出張所
なはしょうぼう　まわし	中央消防署
なはしょうぼう　あじゃ	安謝出張所
なはしょうぼう　しゅり	首里出張所
なはしょうぼう　おろく	小禄出張所
なはしょうぼう　こくば	国場出張所

なはしょうぼう	消防本部総務課
なはしょうぼう　○○ きゅうきゅうなは　○○	移動局
なはしょうぼう　○○	携帯局

別表第２

種　　別	周波数	説　明
消防波（１チャンネル）	１４９．７５MHｚ	市町村波
消防波（２チャンネル）	１５２．７７MHｚ	県内共通波
消防波（３チャンネル）	１５０．７３MHｚ	全国共通波１
消防波（４チャンネル）	１４８．７５MHｚ	全国共通波２
消防波（５チャンネル）	１５４．１５MHｚ	全国共通波３
中継波	１４９．７５MHｚ １５１．２７MHｚ	
救急波	１４７．４８MHｚ １４３．４８MHｚ	復信方式
データー波	１５３．５１MHｚ １５１．６９MHｚ	データー波１ データー波２

別表第３

無線局の感明度区分	
感明度（メリット）	受　信　状　態
5	雑音がなく通話状態が非常に良好である。
4	雑音が少しあるが通話状態が良好である。
3	雑音があるが通話の内容が完全に理解できる。
2	雑音が多く通話の内容が半分しか理解できない。
1	雑音が非常に多く通話内容不明、しかし、送信していることがわかる。

第１号様式

通 信 機 器 修 理 依 頼 書

平成　　年　　月　　日

指令情報課長　様

署（課）長　名
（公 印 省 略）

機　器　名	
発 生 日 時	
故 障 個 所	
故 障 状 況	
※修理依頼先	
※依頼年月日	
※完了年月日	
備　　考	

注　１　機器が無線機の場合は、機器名欄に局名、車載車両名、メーカー名、型式、製造番号等を記入すること。

２　付属機器の場合は、機器名欄にその旨付記すること。

３　※印欄は記入しないこと。

第２号様式

通信機器（損傷・亡失）報告書

平成　　年　　月　　日

消 防 長 様

署(課)長　名　　印

損傷・亡失日時	
損傷・亡失場所	
損傷・亡失機器名	
損　傷　程　度	
取扱者職氏名	
損傷・亡失時の状況	

備　　考	

注　１　機器が無線機の場合は、機器名欄に局名、搭載車両名等を記入すること。

　　２　付属機器の場合は、機器名欄にその旨付記すること。